

第12次労働災害防止計画について

—建設業対策を中心に—

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課建設安全対策室
主任技術審査官 釜石 英雄

はじめに

国は、労働災害を減少させるために、昭和33年開始の第1次労働災害防止計画の策定以来、これまで11次に亘って労働災害防止計画を策定し、中期的に重点を置いて取り組むべき事項を定め、労働災害の減少に取り組んできました。

平成24年の全産業における労働災害による休業4日以上死傷者数は11万9,576人と、前年比1,618人、1.4%の増加で、平成22年から3年連続の増加となりました。

厚生労働省では、このような状況を踏まえるとともに、災害の発生状況の変化にも対応するため、平成25年度から平成29年度までの5ヶ年を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」を平成25年2月25日に策定し、3月8日に公示しました。

本稿では、この第12次労働災害防止計画について、建設業に関連する部分を中心に紹介します。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

計画が目指す社会は、「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」という意識を、全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が共有し、安全や健康の

ためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより「誰もが安心して健康に働くことができる社会」です。

(2) 計画の全体目標

計画の全体目標は、次の2点です。加えて、初めて、重点対策ごとに個別の目標を定めました。

- ・死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること。
- ・平成24年と比較して、休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

2 社会の変化と安全衛生施策の方向性

高度経済成長期には、製造業と建設業の雇用者数の割合が高く、労働災害の発生件数も高かったことからこれらの産業に重点を置いた取組が講じられてきましたが、第三次産業に従事する労働者が増加したことにより、これら第三次産業における労働災害の発生割合が増加しています。しかし、死亡災害などの重篤な災害は依然として製造業や建設業で多発している状況です。

平成21年のリーマンショックによる経済活動の低迷の影響もあり、一時期大きく減少した労働災害が、産業活動の活性化に伴い再度増加しつつあったところに、平成23年3月に東日本大震災が発生し、復旧・復興工事の進展に伴い、建設業の需要が急増

して全国的な人材不足等が生じ、その結果、人材の質の維持や現場管理に支障が生じることが懸念されています。

また、少子高齢化の進展による高齢労働者の労働災害の増加等、技術革新に対応して予防的な対策をどう講じるか検討する必要があること、国の財政事情が厳しさを増す中、行政には取組の選択と集中を進めるとともに、業界団体や労働災害防止団体との連携の強化、業界の自主的な取組の支援、促進が必要であること、労働災害に関する様々な情報を社会全体で共有して、安全衛生に対する認識を高めることが重要であること等が指摘されています。

3 重点対策

上記2の現状と課題を踏まえて次の6つを重点施策としています。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進
- (5) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- (6) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

4 重点施策ごとの具体的取組

重点施策ごとの具体的取組のうち建設業に関係する事項は次のとおりです。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
 - ア 重点とする業種対策
 - (イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策（建設業）

（現状と課題）

・死亡災害は大幅に減少してはいるものの、依然として年間1,000人を超える人が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その3割近くを占める「墜落・転落災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は、半数以上が建設業で発生しており、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業に対しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

・建設業は、平成23年以降労働災害が増加する傾向にある。この背景には、東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化していることの影響が考えられ、被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念される。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

（目標）

建設業について、平成24年と比較して、平成29年までに、労働災害による死亡者の数を20%以上減少させるという目標の達成を目指す。

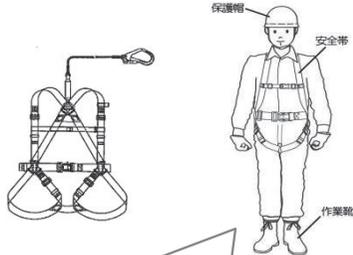
（対策）

- ㊦ 墜落・転落災害防止対策
 - (a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進
 - ・墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約4割を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所

第12次労働災害防止計画（H25年度～5カ年計画） における建設業の労働災害防止対策の柱

① 墜落・転落災害防止対策の推進

ハーネス型安全带



安全带は、作業床がない等墜落のおそれがある高さ2m以上の高所作業を行う場合は、必ず使用しなければなりません。特に、墜落災害の危険性の高い作業や墜落時に救出に時間がかかる場所での作業の場合は、墜落時の衝撃を少なくする**ハーネス型安全带**を使用しなければなりません。

地上からの親綱設置先行工法

ウェイトハケット又はフック金具（軒先に引掛ける金具）を使用して、親ロープを十字状に設置し、墜落防止

親ロープを十字状に設置することにより、屋根全面の作業が可能です



・構成部材は多いですが、設置は比較的容易です。特に親綱を地上から設置するため、親綱の設置作業を含め安全性が高いものです。そのため、安全性が高いと考えられます。

・安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）を使用するため、作業者の移動に応じてストラップを繰り出し、巻取りでき作業の効率が高いものです。

機材の構成の例



と協力して、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる。

(b) ハーネス型の安全带の普及

- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全带は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全带を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全带を普及させる。

(b) 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また、官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにア

スベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

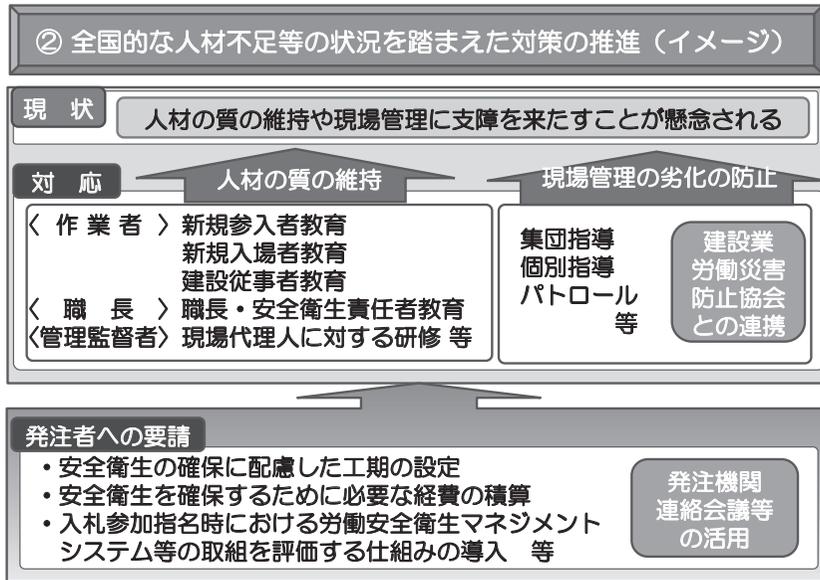
(c) 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、

第12次労働災害防止計画における建設業の労働災害防止対策の柱



集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策を検討し、ガイドラインを示す。

(d) 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策（熱中症）

（現状と課題）

- ・夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

（目標）

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上労働災害の死傷者の数（各期間中（5年

間）の合計値）を20%減少させる。（講ずべき施策）

a 屋外作業に対する規制の導入

- ・熱中症の発生状況を勘案し、夏季の一定の時期の屋外作業について、作業環境の測定、評価と必要な措置を義務付けることを検討する。

b 熱中症対策製品の客観的評価基準の策定

- ・熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT値（暑さ指数）の低減効果の観点から機能の評価基準の策定を行い、周知を行う。

ウ 業種横断的な取組

（現状と課題）

- ・リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れている。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。

(講ずべき対策 (建設業))

- b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- ・建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

(6) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

(現状と課題)

- ・平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生し、その復旧・復興に向けた各種工事が本格化しているため、被災地の状況に応じた労働災害防止対策を徹底する必要がある。
- ・被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足するなど、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念される。
- ・東日本大震災の影響で事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や、放射性物質が飛散した地域の除染作業での被ばく防止を徹底する必要がある。また、除染作業や生活基盤の復旧作業において、屋根などの高所からの墜落や重機災害などの労働災害防止対策を徹底する必要がある。

(講ずべき対策)

① 東日本大震災の復旧・復興工事対策

a 復旧・復興工事の労働災害防止

- ・東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。また、避難指示解除準備区域等で行われる除染作業や生活基盤の復旧作業での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施する。

b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底 (略 ((1)ア(i)b(b)と同じ))

② 原子力発電所事故対策

b 原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止等

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の実施を徹底する。
- ・除染特別地域等での除染作業、復旧・復興に携わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実施する。

おわりに

厚生労働省では、第12次労働災害防止計画に基づき計画的に建設業における労働災害防止対策を推進していくこととしています。

建設業の事業者の皆様が、第12次労働災害防止計画のスタートを受けて、安全衛生関係法令に規定された事項の遵守だけでなく、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策、更には、快適な職場環境の構築や労働条件の改善など、建設業がより魅力を増すように積極的に取り組んでくださることを期待しています。

※本記事は計画本文より抜粋している為、一部項目番号が飛んでおります。